

3. 地球規模課題への取組

(1) 環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議(UNCED^{注20}、地球サミット)、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)^{注21}、そして2012年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されてきています。現在、リオ+20を受け、持続可能な開発目標(SDGs)*の交渉や持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム等が進められているほか、G8、G20サミッ

トにおいても、環境・気候変動は繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、首脳間で率直かつ建設的な議論が行われています。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいくべき課題です。地球規模の課題に取り組み、持続可能な社会を構築するため、UNESCOが主導機関となり、「持続可能な開発のための教育(ESD)」*を推進しています。

< 日本の取組 >

● 環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等を解決するために活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善への支援を進めています。2013年には、地球規模で水銀対策を行うための「水銀に関する水俣条約」が合意され、10月9-11日、熊本

県熊本市、水俣市で採択、署名のための外交会議が開催されました。日本は、水俣病の経験を踏まえ、条約交渉に積極的に参加し、ホスト国として会議の成功に尽力したほか、途上国に対する大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理分野において3年間で20億ドルの支援を表明しました。

モンゴル

ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト 技術協カプロジェクト(2010年3月～2013年3月(2013年内にフェーズ2開始予定))

近年高い経済成長を遂げているモンゴルでは、就職先やより良い教育を求め、多くの人が首都のウランバートル市に集まる一方、急激な都市化と人口増加に都市インフラの整備が追いつかず、様々な都市問題が発生しています。

中でも、大気汚染は大きな問題の一つで、ウランバートル市はWHOの調査では世界で2番目に大気汚染が深刻な都市と報告されています。同市内では車両台数が急増したため、激しい渋滞が排気ガスの増大を引き起こしていることに加えて、マイナス30度から40度まで気温が下がる冬には、石炭ストーブの煙や発電所・ボイラーの排出ガスが一体となった煙霧が市内一面に立ち込め、呼吸器疾患等の健康被害が拡大しています。

大気汚染の改善には科学的な根拠に裏付けられた対策が不可欠ですが、モンゴルでは汚染状況の分析が行われていませんでした。こうした状況に早急に対応するため、2010年に始まった大気汚染対策能力強化プロジェクトでは、大気拡散シミュレーションモデルの構築や測定技術、日本の環境対策・制度などについて指導しました。その結果、大気汚染の主な発生源が同市全体の大気汚染にどの程度影響しているのかが明らかになるとともに、これらの原因分析に基づく大気汚染対策の提言がウランバートル市議会で承認されました。

ウランバートル市の大気汚染対策の強化のため、今後第2フェーズの実施を通じて、日本の知見や経験が一層活かされることが期待されています。



空から見たウランバートル市の様子(写真: JICA)

注20 国連環境開発会議 UNCED: United Nations Conference on Environment and Development

注21 持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD: World Summit on Sustainable Development

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かします。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^(注22)が2013年9月に公表した最新の資料によると、1880～2012年において世界の平均気温は0.85度上昇しているとされています。このような中、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。

2012年末にカタール・ドーハで開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP^(注23)18)では、日本は、2020年以降のすべての国が参加する新しい枠組みの構築に向けて、「交渉の基礎的なアレンジメントを整えた」との明確なメッセージを世界に示すことを目標として、積極的に議論に貢献しました。その結果、最終的に、既存の2つの作業部会(「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」および「京都議定書*の下での附属書1国のさらなる約束に関する特別作業部会」)の作業が終了し、京都議定書に代わる新たな国際枠組みの構築に向けた交渉に専念できる環境が整備されました。京都議定書については、第二約束期間の設定に関する合意が採択されました。また、日本は、2009年に表明した2012年末までの150億ドルの途上国支援について、2012年12月末時点で官民合わせ約176億ドル(公的資金約140億ドル、民間資金約36億ドル)を達成しました。こうした支援の着実な実施は、気候変動の国際交渉において途上国の建設的な姿勢を引き出すとともに、ODA等を通じて低炭素技術*を持つ日本企業の海外展開にも寄与しました。

日本は、技術で世界に貢献していく「攻めの地球温暖化外交戦略」の策定に当たるなど、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいきます。その一つとして、日本の優れた低炭素技術などを世界に展開していく二国間オフセット・クレジット制度*を推進しています。これは、クリーン開発メカニズム*を補完するものとして、低炭素技術の提供などによって相手国の温室効果ガス削減に貢献し、日本の削減目標達成に活用する制度です。日本は早期の運用開始を目指して、アジアやアフリカ諸国等との間で協議を進めています。また、31か国で238件のFS事業を実施しました(2013年10月時点)。さらに2013年度からは、実証事業や設備

補助事業を実施し、5か国で11案件を採択しています(2013年10月時点)。これまでに本制度に関する二国間文書を、モンゴルとは2013年1月に、バングラデシュとは3月に、エチオピアとは5月に、ケニア・モルディブとは6月に、ベトナムとは7月に、ラオス・インドネシアとは8月に各々署名しています。(2013年10月時点)

そのほか、日本は、世界での低炭素成長実現に向けて、次のような様々な地域協力を実施しています。2013年5月には、最大の温室効果ガス排出地域である東アジア地域での低炭素成長モデルの構築を推進するために、各国の政府・国際機関関係者を集めた「第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を実施し、活発な議論が行われました。この対話では、低炭素成長に貢献する技術に焦点を当てて議論し、①政府と自治体、民間セクターの連携強化、②低炭素成長実現のための適正技術の普及、および③市場メカニズムを含むあらゆる政策ツールを総動員することの重要性について各国は認識を共有しました。また、アフリカの間では、「^{ティカッド}TICAD横浜宣言2013」の中で低炭素成長・気候変動に強靱な開発に関する戦略について言及され、横浜行動計画では本戦略に基づいた支援や二国間オフセット・クレジット制度の普及・促進を行っていくことが決定されました。さらに、日米でも気候変動分野において協力していくことで両国は一致し、今後、①2020年以降の将来枠組みの構築に向けた国連交渉の主導、②日米両国の先駆的な技術を活用した低炭素成長の実現とその普及、③地球温暖化に強靱な社会^{きょうじん}の構築の3つの分野で、議論を深めていくこととなりました。



「第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」の会場に設けた企業展示ブースで各国の参加者に日本の優れた低炭素技術を紹介している様子

注22 気候変動に関する政府間パネル IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

注23 条約の締結国会議 COP: Conference of Parties

● 持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進

日本は、「国連ESDの10年 (DESD) ^(注24)」の最終年である2014年11月に「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議」を岡山市および愛知県名古屋市において開催する予定です。また、

DESDの始まった2005年からUNESCOに信託基金を拠出し、全世界を対象として気候変動教育、防災教育、生物多様性教育に関するプロジェクトを実施するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

持続可能な開発目標 (SDGs)

リオ+20で議論され、政府間での交渉プロセスの立ち上げが合意された開発目標。国ごとの能力等を考慮しつつ、すべての国に適用されるもの。2015年より先の国連の開発アジェンダに統合されることとされている。2013年1月、SDGsオープン・ワーキング・グループが設置され、分野ごとに議論が行われている。

持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たす」ような社会づくりのことを意味している。「持続可能な開発」のためには私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で意識し、行動を変革することが必要であり、このための教育を「持続可能な開発のための教育」という。国連総会決議により、2005年からの10年間で「国連ESDの10年 (DESD)」とし、UNESCOを主導機関として、世界的に取り組が進んでいる。

京都議定書

1997年に京都で開催されたCOP3で採択された、温室効果ガスの排出削減義務等を定めた法的文書。国連気候変動枠組条約で規定されている先進国および経済移行国における温室効果ガス排出量を1990年と比較し、2008～2012年の5年間で一定数値削減することを義務付けたもの。日本は6%の削減義務を負う(第一約束期間)。2012年のCOP18で第二約束期間設定のための改正案が採択され、同期間に参加しないという日本の立場は改正された附属書Bに反映された。

低炭素技術

二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出が少ない環境技術。日本はこの分野で優れた技術を有しており、これを活用し、高効率な発電所、持続可能な森林経営、省エネ・再生可能エネルギーの促進・制度整備、廃棄物管理の支援を通じて、温室効果ガスの排出量を削減する取組を行っている。

二国間オフセット・クレジット制度

温室効果ガス削減につながる技術・製品・システム・サービス・インフラ等の途上国への提供等を通じた、途上国での温室効果ガスの排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標達成に活用する仕組み。

グリーン開発メカニズム

京都議定書によって導入された、各国の温室効果ガス排出削減目標を達成するための手段。途上国での温室効果ガス排出削減量等を、自国の排出削減目標を達成するために利用することのできる制度。

ベトナム

森林・自然環境保全プログラム 技術協力プロジェクト(2010年8月～実施中)

ベトナムの森林被覆率(国土面積に対する森林面積の割合)は、過去の戦争や、人口増加と貧困による森林の農地への転換、違法伐採などによって、1945年の約43%から1990年には約28%まで減少してしまいました。このような状況を改善するため、ベトナム政府は、2020年までに森林被覆率を国土の45%に回復させる政策目標を立て、森林面積回復と持続可能な森林管理に取り組んでいます。

日本は「自然環境保全プログラム」を通じて、持続可能な森林管理と生計向上の両立、生物多様性の保全などについて幅広く支援しています。たとえば、中部地域の11の地方省では、「保全林造林・持続的管理事業」(有償資金協力)により、保全林を育てるとともに、林業インフラ・村落インフラなどの整備を支援しています。森林地域を整備することで、山地が水を蓄え、河川の水量が調節されるとともに、生物多様性が保全されることを目指しています。また、北西部地域では、「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」(技術協力プロジェクト)により、51の村で住民と共に森林管理を行うことで、「持続可能な開発」の意識を住民に啓発するという「ESD(持続可能な開発のための教育)」にも役立つ事業を実施しています。また、果樹・野菜の栽培、家畜の飼育などを始めることで生計を向上させることにも取り組んでいます。

南部地域では、「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)により、国立公園と地域住民が協力して行うエコツーリズムを推進し、自然環境に配慮した農業手法の普及を支援しています。これにより住民への意識啓発、生計向上と自然環境の保全を両立させています。(2013年8月時点)



住民参加による森林管理の様子。森林の保護、植林と持続的な利用について住民が話し合っている(写真: JICA)

注24 国連ESDの10年 DESD: Decade of Education for Sustainable Development

カメルーン、中央アフリカ、
コンゴ共和国、
コンゴ民主共和国

コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画(ITTO連携) 無償資金協力(2012年3月～実施中)

中部アフリカのコンゴ盆地は、アマゾンに次いで世界で2番目に広い熱帯林地帯(約2億ヘクタール)であり、豊富な生物多様性^{*1}を有しています。しかし、コンゴ盆地を中心とするアフリカの国々では、森林経営を行う技術者が不足しているためアジアや中南米の熱帯林と比べ、持続可能な森林経営の確立が遅れているのが現状です。

コンゴ盆地では、毎年600人以上の技術者が新たに必要とされていますが、現在この地域内の人材育成施設が輩出する技師・技術者は、年間320人程度にとどまっています。さらに各施設では、研修機材が不足するなどして、研修生が実務で必要とする知識・技術を十分に身に付けることができていません。

そこで日本は、コンゴ盆地の熱帯林地帯において活動実績のある国際熱帯木材機関(ITTO^{*2})と協力し、カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、および中央アフリカの人材育成機関施設を整備しています。支援内容は、持続可能な森林経営に関する訓練プログラムの策定、訓練プログラムの実施に必要な施設・機材の整備、各国の森林技術者の育成機関の講師が、機材・策定プログラムを活用し、指導するための訓練活動です。これらの活動により、各機関での教育の質が向上し、さらに育成される技術者が年間350人に増加します。

育成された技術者により、コンゴ盆地域内において持続可能な森林経営が推進されます。またこれらの技術者が、持続可能な森林経営を住民や民間企業等にも広めることで、森林資源に依存しながら農村部で生活する住民の貧困削減や所得向上にも貢献します。その結果として、この地域における生物多様性・気候変動分野の対応能力が向上することが期待されています。(2013年8月時点)

*1 80ページ参照。

*2 国際熱帯木材機関 ITTO: International Tropical Timber Organization



研修施設での学習の様子



1997年の内戦以降再建されていない森林開発委員の養成施設(コンゴ共和国)
(写真: 2点ともITTO)

バングラデシュ

南北スーダンからの廃棄物管理第三国研修 第三国研修(2012年12月)

2012年12月に、バングラデシュの首都ダッカにおいて、スーダン共和国と南スーダン共和国の行政官を対象に廃棄物管理の第三国研修を実施しました。

1,500万人近くの人々が居住するダッカ市では、長年にわたり、人口増加による都市衛生の悪化が問題となっており、日本が10年以上にわたり、廃棄物管理改善の技術指導等を行う技術協力プロジェクトや、排気ガスを抑えたごみ収集車100台を供与した無償資金協力、地域住民への啓発活動等を行う青年海外協力隊の派遣など、様々なスキームで継続的な支援を行ってきました。こうした支援の結果、収集・運搬できるゴミの量が約40%増加しただけでなく、廃棄物処分場に「福岡方式」と呼ばれる準好気性埋立構造^{*}の衛生埋立地を導入したことにより、廃棄物の管理水準が大幅に改善しました。

南北スーダンにおいても、都市部において人口が増えるにつれて、廃棄物量も増加しています。また、経済的問題や社会システムが十分に機能していないことから、廃棄物の管理体制ができていないことにより、都市衛生環境の悪化が深刻になっています。そのような中、日本はスーダンにおいて、専門家派遣を2010年から、南スーダンにおいては技術協力プロジェクトを2011年から実施しています。

南北スーダンの行政官は、ダッカ市の廃棄物取組に触発され、地区ごとに責任と権限を持たせる管理方法などについて自国の政策にも活かしたいと話していました。3か国の関係者が今後も学び合うことが期待されています。



無償資金協力により提供された、低排気ガスのごみ収集車(写真: JICA)

* 福岡大学と福岡市が1970年代に共同で開発した埋立技術。「福岡方式」は、途上国で従来採用されていた嫌気性埋立に比べメタンガスの発生が抑制される一方、先進国に多い好気性埋立に比べ構造が単純でコストが安い。

● 生物多様性

近年、人間の活動の範囲・規模・種類の拡大により、生物多様性の喪失が問題になっています。このような中、日本は、2010年10月に愛知県名古屋市で開催した生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の成果を踏まえ、生物多様性の保全と持続的な利用に取り組んでいます。2012年10月には、ハイデラバード(インド)にて第11回締約国会議(COP11)が開催され、開発途上国等における生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フロー(資金の流れ)を2015年までに倍増させるという資源動員に関する暫定的な目標が合意され、愛知目標*達成に向けてCOP10において醸成されたモメンタム(機運)を次回会合に引き継ぐことができました。

また、2012年4月には、生物多様性および生態系

サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)*が設立され、2013年1月にIPBES第1回総会(IPBES-1)が開催されました。



パラオのサンゴ礁モニタリング能力向上プロジェクト(写真: JICA)

生物多様性



United Nations Decade on Biodiversity

生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生物の多様性

生態系の多様性



森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること

種間の多様性



動物、植物、細菌、微生物まで、多くの生物種がいること
(地球上の推定生物種:500万~3,000万種)

種内の多様性



乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

(写真: 3点とも環境省)

生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつけられました。その目的は①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分です。先進国から途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

用語解説

愛知目標(戦略計画 2011-2020)

「ポスト2010年目標」とも呼ばれている。中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%が管理され、かつ保全される」など20の個別目標を採択。

生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)

科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を軸に、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する活動を行う。

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。HIV/エイズと結核に同時に感染する重複感染や、従来の薬が治療効果を持たない多剤耐性・超多剤耐性の結核などの発生で、より深刻さを増していることも大きな問題です。また、新型インフルエンザや結核、マラリアなどの新興・再興感染症*への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた取組を強化することも引き続き国際的な課題です。さらに、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」*には、世界全体で約10億人が感染しており(注25)、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する



バングラデシュで感染症のフィラリアについて説明する青年海外協力隊員
(写真：吉田智香/在バングラデシュ日本大使館)

必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

< 日本の取組 >

● 三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)」を通じた支援に力を入れています。世界基金は2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は同基金の生みの親として、2002年の設立時から資金支援を行ってきており、2010年9月のミレニウム開発目標(MDGs)国連首脳会合において、日本は世界基金に対して当面最大8億ドルを拠出することを表明しました。日本は世界基金設立から2013年末までに約18.7億ドルを拠出しました。世界基金による支援により、これまでに救われた命は870万人以上と推計されています。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、日本の二国間支援でも補完できるようにしています。保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防につ

いてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、「ストップ結核世界計画2006-2015年」(注26)に基づき、世界保健機関(WHO)(注27)が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万人)を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年にWHOが「ストップ結核世界計画2011-2015年」として改訂したことに合わせ、2011年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を改訂し、新たな国際保

注25 (出典) WHO "10 facts on neglected tropical diseases" http://www.who.int/features/factfiles/neglected_tropical_diseases/en/index.html

注26 ストップ結核世界計画 Global Plan to Stop TB 2006-2015

注27 世界保健機関 WHO: World Health Organization



南スーダンのジュバにある教育病院の様子。マラリア、幼児の方が重症化するため蚊帳は欠かせない(写真:久野真一/JICA)

健政策の下で、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金(UNICEF^{注28})との協力による支援を行っています。

ザンビア

HIV/エイズケアサービス管理展開プロジェクト 技術協カプロジェクト(2009年11月~実施中)

南部アフリカの内地に位置するザンビアの出生児平均余命は47歳と、サブサハラ・アフリカの平均54歳と比較しても低い状況が続いています。この原因の一つとして挙げられるのが、国民の7人に1人が感染しているといわれているHIV/エイズです。HIVに感染すると、そのウィルスが体内で増え続け、身体の免疫機能や体力が低下します。ウィルスの完全な排除はできないものの、生涯薬を飲み続けることで、身体の免疫機能の低下を防ぎ、長きにわたり健常時と変わらない生活を送ることが可能です。

ところが、ザンビア地方部のHIV/エイズの患者は、最寄りの診療所までの道路や橋が整備されておらず、バスなどの公共交通機関もないことから、薬の服用や治療を受けることがままなりません。

このような地域において、日本は、地域保健局がHIV/エイズの巡回検診や診療を行う体制を築くための技術支援と、HIV/エイズの治療サービス従事者に対する技術指導などを実施しています。

これらの協力により、ザンビア地方部の5万人から6万人のHIV/エイズ患者が新たに治療サービスを受けることが可能となり、また患者の時間的・経済的負担も軽くなります。これまで生活の基本的部分で困難を抱えていた患者の人間としての尊厳にかかる状況が改善されることが期待されています。(2013年8月時点)



地域保健局スタッフによるミーティング風景(写真:宮野真輔/JICA)

注28 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

●ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国)であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅を支援しています。また、パキスタンでは、2011年8月に民間のゲイツ財団と連携して、約50億円に及ぶ円借款を通じ、全国の5歳未満の子どもたち約3,200万

人に対するポリオ・ワクチン接種活動を支援しています。さらに、2012年度には、ポリオ常在3か国に対して累計約15.5億円の支援を行ったほか、チャド、コンゴ民主共和国といったアフリカ諸国についても約460万ドルを超える支援を行いました。また、ソマリアには2013年度に緊急対策として1.1億円の支援を行いました。

●顧みられない熱帯病(NTDs:Neglected Tropical Diseases)

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

感染症に対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund: Global Health Innovative Technology Fund)を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、低価格で効果の高い、治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指します。(GHITファンドについては10ページを参照。)

さらに2013年4月、NTDsを含む開発途上国の感

●予防接種

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人以上の命を予防接種によって救うことができると見積もられています(注29)。開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGAVIアライアンス*に対して、日本は2011年に拠出

を開始して以来、累計約2,748万ドルの支援を行いました。2000年に設立以来、GAVIの支援により救われた命は550万人以上と推計されており、2011年からMDGs達成期限である2015年までにさらに約400万人の命を救うことができると見積もられています。

用語解説

新興・再興感染症

新興感染症：SARS(重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。

再興感染症：コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

顧みられない熱帯病

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。

GAVIアライアンス(ワクチンと予防接種のための世界同盟 GAVI Alliance: the Global Alliance for Vaccines and Immunization)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。加盟国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、NGOが参画している。

注29 (出典) WHO "Health topics, Immunization" <http://www.who.int/topics/immunization/en>

(3) 食料・栄養

栄養不足人口は、国連食糧農業機関 (FAO) ^(注30)、国際農業開発基金 (IFAD) ^(注31)、国連世界食糧計画 (WFP) ^(注32) 共同の報告によると、1990年以降減少傾向にありますが、2007～2008年以降鈍化し、2011年から2013年の間、約8億4,200万人 (推計値) が慢性的な栄養不足に苦しんでいるとされています。これは依然として高い水準であり、紛争、自然災害の発生や食料価格の高騰により、食糧支援の必要性は高まっています。また、社会的セーフティー・ネット (人々が安全で安心して暮らせる仕組み) の確立や栄養状態の改善、食料増産による需給バランスの改善、家畜の感染症への対策など、食料安全保障 (すべての

人が十分な食料を得る権利を持つことへの保障) を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

FAO、IFAD、WFPの共同の報告によると、今後これらの十分かつ適切な対策が取られれば、MDGsが掲げる「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準 (23.2%) の半数 (11.6%) に減少させる」という目標については、達成できる範囲内 (2013年時点で14.3%) にあると見られています。

また妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1,000日間における栄養改善は特に効果的であるため、そのための取組が進められています。

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧支援を行っています。2012年度には、二国間食糧支援として12か国に対し総額56.5億円の支援を行いました。

国際機関を通じた二国間支援では、主にWFPを通じて、緊急食糧支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2012年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額1億9,075万ド

ルを拠出しました。

また日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。^{こうていえき}口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs) ^(注33) など国際獣疫事務局 (OIE) ^(注34) やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。さらに、日本は国際的に栄養不良改善への取組を主導しているScaling Up Nutrition (SUN) ムーブメントに深く関与し、支援の強化を表明しました。



ガーナでの乳幼児向け栄養サプリメント「ココプラス」試食会の様子 (写真: 味の素㈱)
(24ページの『開発協カトピックス』を参照)

注30 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注31 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注32 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注33 越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADs: Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

注34 国際獣疫事務局 OIE: World Organisation for Animal Health

エチオピアは、「アフリカの^つ角」と呼ばれる干ばつや食料危機が起きやすい地域に位置しており、食料安全保障の確保が非常に重要です。2011年には過去60年間で最悪とされる大きな干ばつ被害が発生しました。エチオピアでは自然災害による食料危機に対応するため、各国政府や国際機関が緊急支援プログラムを実施してきましたが、中長期的な自然災害への対応能力を強化する取組が求められていました。そこで日本は2012年3月、干ばつ等気候変動に対する農村地域の対応能力を強化するためのプロジェクトを、エチオピアのオロミア州とソマリ州において開始しました。

プロジェクトは、①コミュニティベース事業、②^{かんがい}灌漑施設建設・灌漑農業指導、③天候インデックス保険の3つの柱の活動で成り立っています。①コミュニティベース事業では、コミュニティが独自に計画したプロジェクトを支援し、農業生産の安定化と、畜産マーケティング能力および放牧管理等の向上を通して、農牧地域の気候変動等に対する対応能力の強化を目指します。②灌漑施設建設・灌漑農業指導では、元牧畜民に対し、農業研修を通じ、新たな生活様式である農業への適応能力強化を図っています。③天候インデックス保険とは、たとえば降水量が一定値を下回った場合に保険金が支払われるものです。この保険の設計や普及を通じ、少雨地域における農民の干ばつへの対応能力強化を図っています。

これらの活動を通じ、日本はエチオピアの食料安全保障の確保に向け、農村地域における対応能力強化への支援を行っています。(2013年8月時点)



参加型ワークショップにて立案されたプロジェクトを支援するため、規模、実施期間、参加者数、受益者数などを把握し、必要な資機材を配布している(写真: JICA)

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電気が供給されていない地域の人々が約13億人(世界の人口の18%)、近代的な調理設備を利用できない人(薪で調理するなど)は26億人もいます(注35)。電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービスや教育を受ける

機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー(水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など)を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ(経済社会基盤)整備を支援しています。

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行って

います。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源国との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行(JBIC)(注36)、日本貿易保険(NEXI)(注37)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)(注38)による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)(注39)を積極的に支援しています。EITIは、石油・

注35 (出典) 国際エネルギー機関「2013年世界エネルギー展望」(2011年時点の推定)

注36 国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注37 日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance

注38 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC: Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

注39 採取産業透明性イニシアティブ EITI: Extractive Industries Transparency Initiative

ガス・鉱物資源等の開発において、採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、政府は受け取った金額を報告し、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。41の資源産出国と日本を含む多数

の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。



アフガニスタンのカブール国際空港施設内において系統連系型太陽光発電システムを設置。本発電で国際線ターミナルの電力需要の約35%を賄う
(写真：サイド・ジャン・サバウーン/JICA)

ケニア

1. 再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト 2. 再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト 技術協カプロジェクト(1: 2011年 8月~実施中 2: 2012年 3月~実施中)

ケニアでは、エネルギー分野の組織改革や民間活力の導入、再生可能エネルギーの普及促進が重点課題として掲げられており、基幹送電線や配電線が急速に整備されつつあります。段階的に未電化地域における電化にも取り組んでおり、2009年時点で10%未満である地方電化率を2020年までに40%に引き上げることを目標としています。また太陽光発電など再生可能エネルギーを活用した電化も急速に進んでいます。日本が2009年度に実施した調査によると、未電化地域の再生可能エネルギーによる発電設備の多くは小規模なものにとどまっていますが、電力へのニーズは非常に高く、今後は適正な技術の活用、再生可能エネルギーの普及のためのモデルづくり、適切な維持管理のための能力向上などが課題とされています。

そこで日本は「再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト」として、長期専門家および短期専門家をジョモケニヤッタ農工大学へ派遣して、大学との共同研究開発、教育・研修の実施および産・学・官の連携強化を促進しています。これらを通じて、再生可能エネルギーを利用して未電化地域の電化を実現するための人材が育成されています。

さらに「再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト」では、太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電等による学校などの公共施設の電化を促進しています。また、再生可能エネルギーが円滑に普及するための地方電化モデルの構築を支援することで、同国内での再生可能エネルギーの普及促進に貢献しています。(2013年8月時点)



再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクトの様子(写真: JICA)

(5) 防災協力と災害時の緊急援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻

な影響を与えています。

こうしたことから、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

< 日本の取組 >

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的な支援を行っています。2005年には、神戸で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択され、持続可能な開発の取組に防災の観点を効果的に取り入れることの重要性が確認されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

2012年の7月3、4日、東日本大震災の被災地であ

る東北3県で「世界防災閣僚会議 in 東北」を開催し、防災の主流化・強靱な社会の構築の必要性、人間の安全保障の重要性、ハード・ソフトを組み合わせた防災力最大化の必要性、幅広い関係者の垣根を越えた連携の必要性、気候変動・都市化などの新たな災害リスクへの対処の重要性などを確認し、これらを総合的に推進していく「21世紀型の防災」の必要性を世界に向けて発信しました。また、「21世紀型の防災」を実際に推進していくために、ポスト2015年開発アジェンダにおける防災の位置付け、および、本会議の成果を踏まえたポスト兵庫行動枠組の策定の必要性を各国と確認しました。また、2013年～2015年の3年間で防災分野に30億ドルの資金提供を行うことを表明しました。

2015年3月には、仙台市で第3回国連防災世界会議が開催される予定です。同会議においては、兵庫行動枠組2005－2015の後継枠組みが策定される予定であり、その議論を通じて、防災の主流化に貢献していく考えです。



ブラジル・サンパウロ州で、河川改修、総延長約50Kmと流量調節ダムの建設が行われ、洪水の減少、上水、灌漑用水、産業用水の安定供給が可能になった(写真：久野真一/JICA)

● 国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国の政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム(被災者の捜索・救助活動を行う)、②医療チーム(医療活動を行う)、③専門家チーム(災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う)、④自衛隊部隊(大規模な災害が発生し、特に必要があると認められる場合に派遣される)の4つがあります。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外6か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常に備蓄しており、災害が発生したときにはすぐに被災国に物資を供与できる体制にあります。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関・赤十字に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。



フィリピンの被災地にて、救援活動に参加した自衛官と現地の子どもの交流



2013年11月、フィリピンにおける台風(ヨランダ)被害で、被災地において診療活動を行う国際緊急援助隊・医療チーム(写真: JICA)

2012年度においては、フィリピン、ナイジェリア、フィジーなど16か国に対して計17件の緊急援助物資の供与を行いました。

また緊急無償資金協力については、2012年度に災害緊急援助として、パキスタン、フィリピン、ハイチ等における自然災害の被災者や、シリア難民・国内避難民への支援を目的として、計10か国に対し約35億円を供与しました。たとえば、パキスタンにおける洪水被害に対しては、国際機関を通じ470万ドルを拠出し、食料や救援物資、水・衛生分野の支援を実施しました。

2013年11月にフィリピン中部で発生した台風被害に対し、約6,000万円相当の緊急援助物資(プラスチックシート等)、3,000万ドル(約30億円)の緊急無償資金協力等の支援を実施しました。加えて、国際緊急援助隊医療チーム、同自衛隊部隊、同専門家チーム(早期復旧専門家、油防除専門家)を派遣しました。

また、今回の自衛隊部隊は、約1,200人から成る過去最大規模の派遣であり、医療・防疫活動、被災民や救援物資の輸送等を実施しました。(2013年12月4日時点)

● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」(注40)への協力を行っています。このファシリティ(基金)は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略(UNISDR)(注41)事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

2013年5月には、スイスのジュネーブにて防災グ

ローバル・プラットフォームの第4回会合が開催され、172か国から政府関係者、民間団体・NGO等から3,500名以上が参加しました。日本は第3回国連防災世界会議を日本の仙台市で開催することを表明しました。

神戸での第2回国連防災世界会議から8年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいます。

また、ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)(注42)に対して、通信設備の支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

ブータン

サイクロン災害復興支援計画 無償資金協力(2011年8月~2013年3月)

ブータンは国土の大部分が険しい山岳地帯で、鉄道・航空網が発達していないため、移動・運搬は道路網に大きく依存しています。2009年5月末にサイクロン「アイラ」が南アジアを襲い、ブータン各地の道路・橋梁が破壊され、市場、病院、学校など、住民の日常生活に必要な施設へのアクセスが遮断されました。

破損した橋梁の中には現地の業者では技術的に修復が難しいものがあり、復旧が進みませんでした。そこで日本は、サイクロンで被災した橋梁や、今後被災する可能性の高い脆弱な橋梁など、計5つの橋梁の架け替えを支援することにしました。まず、中部のトンサ県で国道4号線に接続する農道の3橋梁を架け直したことで、国道と村落が車道で結ばれ、地域住民の社会経済活動が活発化しました。

また、南部のサルパン県で国道5号線上の2橋梁を耐久性の高い橋梁に架け替えたことで、災害に対して強くなるとともに、重量制限が18トンから40トンに緩和され、幅員も1車線から2車線に改善されました。これにより、国道の輸送性が向上し、国内の円滑な物流が促進されました。



架け替えられた耐久性の高い橋梁(写真: JICA)

注40 世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注41 国連国際防災戦略 UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注42 ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター) AHA Centre: ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引、資金洗浄(マネーロンダリング)*および詐欺・横領等の企業犯罪や経済犯罪などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。国際テロ組織アル・カーイダの影響を受けた各地の関連組織等は特に北アフリカ・サヘル地域において活動を活発化させており、2013年1月には、アルジェリアにおいて邦人10

名を含む多くの犠牲者が出たテロ事件が発生しました。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾の海賊も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみでの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

● 薬物対策

日本は国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)^(注43)の国連薬物統制計画(UNDCP)^(注44)基金への拠出などを行い、アジア諸国を中心に開発途上国を支援しています。2012年度には、約81万ドルのUNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおける「けし(麻薬の一種であるアヘンの材料になる植物)」の不正栽培を監視し、モニタリングを行う事業、東南アジア地域等における合成薬物のモニタリングに関する事業などを実施しました。また、国連麻薬委員会では、近年日本で

も社会問題となっている、いわゆる脱法ドラッグ等の新精神活性物質(NPS)*への対策が重要であると主張し、国際社会の広い賛同を得るとともに、UNODCを通じて関連事業を実施しています。さらに、2013年3月には、UNDCP基金に、アフガニスタンとその周辺諸国の薬物対策、国境管理支援、代替開発などのため、555万ドルの拠出を行いました。また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)^(注45)を通じて、薬物犯罪者処遇についての研修を実施しました。

● 人身取引対策

日本は、人身取引対策について、法執行機関の能力構築に役立つ支援や被害者の社会復帰のための支援などに取り組んでいます。

2012年度には、日本はUNODCの犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)^(注46)に、人身取引対策プロジェクトのため、約51,000ドルを拠出しました。近年では、CPCJFへの拠出を通じてフィリピンの人身取引に関する捜査実務手続きの基準を促進するための警察支援や、人身取引対策eラーニング教材のタイ語への翻訳を実施しました。今後も東南アジアを中心に支援を行っていくことを検討しています。

日本で保護された人身取引被害者については、国際

移住機関(IOM)^(注47)を通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力(タイにおける脆弱な女性や子どもを人身取引から守るための女性支援センター設置計画)や技術協力(タイ、ミャンマー、ベトナム)を通じた人身取引対策に役立つ支援を行うとともに、UNAFEIを通じて、人身取引対策についての研修を実施しました。

注43 国連薬物犯罪事務所 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

注44 国連薬物統制計画 UNDCP: United Nations International Drug Control Programme

注45 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

注46 犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

注47 国際移住機関 IOM: International Organization for Migration

● 腐敗対策

腐敗対策については、CPCJFへ拠出することで、これまでにベトナム、ラオスやカンボジアにおける腐敗防止対策セミナーやワークショップの開催を支援し、日本のODAの受取国でもあるこれら諸国において腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。

また、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、様々な

● テロ対策

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにし、テロに対する弱点を克服するように努めなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に、テロ対策等治安無償資金協力が創設された2006年以降、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとってとりわけ重要であり、より一層力を入れて支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空の保安、港湾・海上の保安、税関での協力、輸出の管理、法執行のための協力、テロ資金対策(テロリストやテロ組織への資金の流れを断つための対策)、テロ防止に関連する諸条約の締結を促進するなど各分野において、機材の供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。

たとえば、2013年2月にはASEAN諸国等からテロ

研修・セミナーを実施しました。これらの研修・セミナーは、「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」、「腐敗予防」など国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとしており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

対策の関係者を招き、近年、テロ対策において関心を集めている既存のテロ組織と直接関係のない者の過激化への対策に関するワークショップをマレーシアと共催で開催しました。さらに、日本は2012年度にUNODCテロ防止部へ約41,000ドルの拠出を行い、ASEAN諸国に対するCBRNテロ*(化学、生物、放射性物質、核兵器を用いるテロ)および海上テロに関するワークショップを開催しました。2013年3月には、アフガニスタンのテロ対策として、テロや武器等の不法取引の予防、摘発、捜査、裁判等の法執行・司法機関の能力向上を図るため、UNODC等国際機関を通じたテロ対処能力向上支援(総額約1,600万ドル)を行うことを決定しました。さらに、同年6月に開催されたTICAD Vにおいて日本は北アフリカやサヘル地域におけるテロ対処能力向上のために、2,000人の人材育成および機材供与等の支援、サヘル地域向け開発・人道支援1,000億円による地域の安定化への貢献を表明しました。

資金洗浄(マネーロンダリング)

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例)麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

新精神活性物質

(NPS: New Psychoactive Substance)

NPSは、「脱法ドラッグ」や「デザイナードラッグ」等と呼ばれ、麻薬関連条約で規制対象とされていないが、公衆衛生を脅かすおそれのある乱用物質。世界的に拡散傾向にあり、深刻な健康リスクを招いている。

CBRNテロ

化学(Chemical)、生物(Biological)、放射性物質(Radiological)、核(Nuclear)を用いた兵器はそれぞれの頭文字をとって「CBRN兵器」と呼ばれ、これらを用いて行われるテロは、「CBRNテロ」と呼ばれる。

タジキスタン・
アフガニスタン

タジキスタン・アフガニスタン 貧困削減イニシアティブ(TAPRI)
国際機関を通じた援助(2011年3月~2012年3月)

タジキスタンはアフガニスタンと長い国境を接しており、地理的のみならず、歴史的・言語的にも密接なかかわりがあります。しかし、両国の国境地帯は、低投資率・高失業率・不十分な社会インフラ等の貧困問題を抱えています。また、この地帯は山岳地帯であり、国境管理も不十分です。そのため、アフガニスタンの治安悪化に伴い、アフガニスタン側からタジキスタン側に麻薬、武器などが流入することが危惧されており、国境地帯で、両国が一体となって紛争予防や麻薬密輸の防止等に取り組む必要があります。

そこで、日本政府は総額500万ドルの支援を行い、国連開発計画(UNDP)を通じて「タジキスタン・アフガニスタン貧困削減イニシアティブ(TAPRI)」を、2012年3月まで約1年間にわたり実施しました。このプロジェクトの目標は、タジキスタンとアフガニスタンの国境沿いにあるハトロン州(タジキスタン)、クンドゥーズ県(アフガニスタン)およびタハール県(アフガニスタン)において、①両国国境地帯における連携強化、②持続可能な経済社会開発の促進、③両国民の生活改善等を通じた貧困削減を進めることです。

この結果、地域住民219,949人(タジキスタン側住民145,777人、アフガニスタン側住民74,172人)が直接の恩恵を受け、間接的には160万人以上が恩恵を受けました。さらに、1,605人のタジキスタン側住民が小規模融資サービス^{かんがい}を利用し、10地区の住民が安全な水や灌漑設備、代替エネルギー源を利用できるようになるとともに、両国の地方行政職員275名が地域開発計画の立案や公共サービス改善などに関するトレーニングを受け、両国で6件の地域開発計画と15件の農村開発計画が立案されるなど、当初の目標を上回る成果を得ました。

両国の近接するコミュニティ間の協力関係を促進する本プロジェクトは、両国間の信頼を構築する観点からも極めて有意義なものとなっています。



ハトロン州クムサンギル地区における第34番学校開校式(写真: UNDP)



ハトロン州クムサンギル地区におけるメディカルセンターの視察風景(写真: UNDP)

●海賊行為への対策

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。船舶の航行を安全に保つための海賊対策は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題です。加えて、海上の安全は、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案^(注48)が多発しています。国際社会全体による取組は一定の成果を上げ、海賊による攻撃発生件数は2011年に237件、2012年に75件と減少する傾向にあります。しかし、これまで海賊による攻撃の発生件数が高い水準であったことなどを踏まえると、依然として予断を許さない情勢です。発生海域もソマリア沖・アデン湾からインド洋西部に拡大し、船舶の航行の安全にとって大きな脅威となっています。

こうした脅威に対し、日本は2009年6月に成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法

律」(海賊対処法)に基づき、日本は海賊対処行動として海上自衛隊の護衛艦2隻による民間船舶の護衛活動およびP-3C哨戒機^{しょうかいき}2機による警戒監視活動を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うため、海上保安官が護衛艦に同乗しています。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上での護衛活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)^(注49)が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOが設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有セン

注48 ソマリア沖・アデン湾の海賊は、航行中の船舶に対して自動小銃やロケット・ランチャーを使って襲撃し、船舶そのものを支配しつつ、乗組員を人質として身代金を要求することが一般的

注49 国際海事機関 IMO: International Maritime Organization
2012年1月1日より、IMO事務局長に関水康司前IMO海上安全部長が就任した

ターの整備・運営支援を行うとともに、ジブチに訓練センターを建設中です。現在IMOにより、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金に対し累計350万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締り強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。



ソマリア沖・アデン湾を航行する船舶の護衛活動に従事する護衛艦 (写真：防衛省)

さらに、ソマリアにおいて和平が実現 および人道支援・インフラ整備のために約2億9,903万ドルの支援も実施しています。

ケニア、セーシェル、
タンザニア、ジブチなど
複数国

アジア・ソマリア周辺海域 海上犯罪取締り 課題別研修(地域別) (2011年～2013年にかけて複数回実施)

2012年以降、ソマリア沖・アデン湾での海賊、武装強盗発生件数は、国際社会の様々な取組の結果、大幅に減少する傾向にあります。依然として船舶の航行安全に対する大きな脅威であり、国際社会が取組を弱めれば、状況は容易に逆転し得る状況にあります。日本をはじめ各国は、これらの地域の海賊対策を国際的な重要課題ととらえ、海賊問題の解決に共に取り組んでいます。

このような中で、日本はソマリア周辺国の海上保安能力の向上を目指す多様な支援を実施してきました。たとえば、2000年に東京で開催した海賊対策国際会議で採択された「アジア海賊対策チャレンジ2000」に基づき、「アジア・ソマリア周辺海域 海上犯罪取締り」研修を実施し、ソマリア海賊問題等に取り組む中東、アフリカ諸国等の各国海上保安機関担当官を日本の海上保安庁に招聘しました。

この研修プログラムの実施により、日本は、日本が持つ海上保安技術を参加国に移転し、各国の海上犯罪取締り能力の強化に寄与しています。2011年には15名、2012年には22名、そして2013年には18名の海上保安担当官がジブチ、ケニアなどから来日し、この研修プログラムを受講しました。



海上で、救命訓練を行う参加者 (写真：JICA)